

第1号議題 令和4年度決算の件 回答

■準備書面 7P 7K1BIB 山内 貴博

I. 第1号議題（決算の承認）に関する質問

1. JARL ニュース費について

前年度と比較して300万円も増加しているが、その理由は何か。
経費削減に向けてどのような方策を検討しているか。

<高尾前会長予定原稿>主には、ライフメンバーの方で「JARL NEWS」を購読されていない方々に対して、試供版として最新のJARL NEWSをお送りした分(11,400部)の印刷代、送料や作業費が増加しました。(この他に用紙代の高騰あり)

<森田会長回答>紙のJARL NEWSを完全に無くす考えはありませんが、JARL Web やメールマガジン等のオンラインメディアとの役割分担を見直すことにより、経費削減ができないか検討します。

2. QSL 費について

- (1) 令和4年度中にビューローに到着したカードの枚数は何枚で、前年と比較して何%増加したか。

<高尾前会長予定原稿>令和3年度が約1115万枚、令和4年度が約992万枚となっており、約10%の減少となっています。

<森田会長回答>なお、令和元年度は約898万枚、令和2年度は約1066万枚でした。

- (2) 会計帳簿を見ると、新たに「ビューロー土地賃借料」、「簡易倉庫レンタル代」、「折り畳みコンテナ」が計上されている。これにより、カードの保管能力は何枚分増強されたのか。

<高尾前会長予定原稿>長さが約5.5m・幅が約2.1m・高さ約2.8mの倉庫2つレンタルをしていますが、QSLカードが破損しないように、また、到着日で整理しているものや国や地域で整理しているもの、コールサインで整理しているものなどを「折り畳みコンテナ」に入れて保管しており、仮置き場のように使用しているため、容量より保管枚数にはさほどないものと考えます。

＜森田会長回答＞「折り畳みコンテナ」に入れて保管しているため、保管能力が増強した分を枚数換算することは難しいところです

- (3) 処理能力を超えたカードが大量に滞留していると思われるが、どのような対策を考えているのか。①到着枚数を減らす方向と②処理能力を増強する方向の2点に分けてお答え頂きたい。

＜高尾前会長予定原稿＞コロナ感染拡大による在宅が減少し、また、FT8等による急速な狭帯域デジタル通信の普及についても落ち着いてきていることから会員の方への働きかけについては検討しておりません。また、処理能力の増強についてはコロナ感染拡大も5類へ移行したことから、その準備を積極的に進めているところです。

＜森田会長回答＞確かに到着枚数は落ち着いてきたようですが、カード転送に時間がかかっていることは否定できず、対策が必要です。会員への呼びかけ、電子QSLの有効活用、処理の効率化を含めた総合的な対策を検討するために、本年7月の第68回理事会で「QSL問題対策委員会」を設置したところです。

- (4) 今の受託会社から契約の更新を断られた場合のバックアッププランの検討は行ったか。事業を受け継ぐ候補者を募り見学をさせたらどうか。

＜高尾前会長予定原稿＞バックアッププランについては検討しているところですが、まだご報告できる状況ではありません。

■準備書面 9P JA3HBF 田原廣

1. 第1号議題 令和4年度決算の件

- (1) 会計帳簿閲覧謄写請求の件【会長・専務理事に質問】
会計帳簿開示請求を今回も理事会の同意も無くこれを拒否した。その判決が本年3月末の判決において社員有志の訴えが正しい事が明らかになった。それにも拘わらず控訴する理由はなにか？

＜高尾前会長予定原稿＞過去に、社員の一部が閲覧謄写した会計帳簿等をインターネット上で不特定多数の第三者に広く公開することによって当連盟の運営に支障を生じさせており、今回も同様に、一般公開されることが容易に想定され、通常の組織においては想定しがたい事態を危惧し、会計帳簿等の閲覧謄写を認めた一般社団法人法の趣旨にも反していると考えられることから、今回の請求は、法定の要件を充足していない違法な請求であり、また、法定の閲覧謄写拒絶事由が認められるものとして本訴訟においてその旨主張いたしておりました。

しかし、裁判所は当方の主張を容れず、法の趣旨を軽視した形式的な判断のもと、会計帳簿を閲覧謄写させることを命じる旨の判決がなされましたため、当連盟の個別事情を十分に考慮せずに閲覧謄写させることを求めるものであり、会計帳簿等が一般公開されて当連盟の運営に更なる支障を生じることが容易に想定できる現状を踏まえ、到底承服できるものないために、訴訟代理人とも協議の上、控訴の手続を取ることといたしました。

＜森田会長回答＞地裁判決に対する控訴は前会長が独断で行ったものであり、不適切でしたので、8月にこれを取り下げる手続を行いました。

(2) 弁護士費用支出における責任の件【会長・専務理事に質問】

会計帳簿開示を拒否するため、全理事に相談も無く多額の弁護士費用を支出する事は、誰がどのように責任を取るのか？

＜高尾前会長予定原稿＞同訴訟については、従前より私（会長）が裁判対応をおこなっており、2月の理事会でも説明をさせていただき、代理人に一任する旨で了承をいただきました。

裁判手続きにおいては仮処分や控訴といった極短期間で迅速な対応が求められるケースが少なからずおこるため、理事会が常設の機関ではないことから、その都度、臨時の理事会を開催して、理事会決議を経ることは現実的にも難しく、私（会長）に対応を一任いただくことが現実的な対応と考えます。

今般、さらに控訴期限前に、役員宛に訴訟の経緯と今後の方向性について、代理人の助言を基に丁寧な説明を記載した書面を発出しております。

この書面の説明に異論は出ず、控訴期限もあることから、訴訟への応

需、控訴を行っておりますので、独断にはまったく当たらず、適正な業務執行であると言えます。

<森田会長回答>会計帳簿閲覧請求訴訟の対応に要した弁護士費用の適切性については、検討します。

(3) この法令。定款違反の件に関して。会長に対して意見は述べたか？【監事に質問】

監事は理事が法令違反をしていないかのお目付役である。理事がこの様な明らかな法令違反に対して何らかの意見は言ったのか？

<監事予定原稿>今回の訴訟対応については、法令及び定款に違反するものではないと考えます。

<森田会長回答>前会長による訴訟対応は理事会を通さず独断でなされたものであって、不適切であったと考えております。

(4) 赤字解消策はあるのか？【会長・専務理事に質問】

それらの赤字を解消する具体的な方策はあるのか？

<高尾前会長予定原稿>会員を増やし収入を増加させる努力をするとともに、経費の節減に努めてまいります。

<森田会長回答>ここ数年、確かに赤字幅は縮小していますが、コロナ禍による事業縮小の影響は否めず、確実な収支均衡を実現するため、会員の皆さまのご理解を頂きながら、諸事業の見直しが必要と考えております。

■準備書面 13P JJ1WTL 本林 良太

A.『決算』について

【A.1】現会長下での3.8億円の損失

現会長下で、連盟の財産を3.8億円も失ったことにつき、認識を確認したい。

<高尾前会長予定原稿>JARLの収支バランスについては、すでに20年以上前からいわゆる赤字体質になっておりましたが、決算資料でもごらんのとおり、この

数年で確実に改善されていると思っております。引き続き、収支均衡に努めてまいりたいと考えます。

<森田会長回答>ここ数年、確かに赤字幅は縮小していますが、コロナ禍による事業縮小の影響は否めず、確実な収支均衡を実現するため、会員の皆さまのご理解を頂きながら、諸事業の見直しが必要と考えております。

■準備書面 43P JI1RKA 板橋 直樹

2:第1号議案 2022年度決算の件について

2-1:若年層の会費減免について(提案)

「必要な所に必要な経費を」傾斜配分する事は組織の維持に於いて重要であり、当連盟の場合、年少・青年会員を増やす事を第一に置くべきである事は明白である。

2022年夏頃に「JARLの若年層会員の会費値下げを求める署名」が署名サイト上にて展開され、私も賛成の旨署名した。

時を同じくして、会員の方から「若年層の会費値下げ」について下記提案を頂いた。下記表に示す。

表 1:JARL 会費に関して

表 2:ハムフェア入場料に関して

上記施策を行う上で、費用に関する不足分に関しては以前から問題となっている「日帰りで十分職務を全う出来るにも拘らず行われる宿泊を伴う出張」や「必要以上に行われる飲食を伴う会合」の即時中止、近年当たり前となっている「オンライン会議の活用」等で無駄な費用の削減をまず行った上で充当し、それでも足りなければ予備費の取り崩し等の検討を行えば、出来ない内容ではないと考える。上記提案について、執行部の見解如何。

<高尾前会長予定原稿>青少年の育成は当連盟にとって大変重要な課題であり、「お試し入会キャンペーン」や会費の助成など経済的負担の軽減をはじめとした取り組みを進めております。経済的負担の軽減については、22歳未満とすることが妥当であると考えます。

<森田会長回答>若年層の会員を増やすため、「お試し入会キャンペーン」や会費の助成など経済的負担の軽減を行ってきたところですが、より積極的な対策を検討します。

2-2:ハムフェアの参加費について

2022年開催分では、コロナ対策名目で参加費を割増徴収した。

この「コロナ対策名目の割増金」で一体どの様な措置を行ったのかを明確にされたい。

更に、2023年分の純粋展示に関して、大幅な値上げをしているが、

・純粋展示のみ値上げした件に関して、「純粋出展の費用は一般出展の半額とし、連盟が半額を負担、減免を行ってきた。しかし、出展数はクラブ出展数全体の約半数になり、連盟の負担額も増加している為再検討を行い、半額としていた純粋出展の費用を一般出展の2割減額に改定させて頂く事となった」と回答があったが、切り詰めるべき所は切り詰め、負担軽減を行う必要がある点は認識しているか

・値上げした分の金額の使い道

・今回行った値上げを今後純粋展示に限り、恒常的に行うのか

・これ以上の値上げが行われた場合、ハムフェアではなく、他展示会での展示に切り替える動きもある事を承知しているか

上記4点を明らかにすべきである。

執行部の見解如何。

<高尾前会長予定原稿>ハムフェアの収支で約800万円の赤字となっており、昨年よりも人件費・物品レンタル費・材料費など大幅な値上げとなっており、今回、純粋クラブの出展料の見直しを行い、昨年同様の持ち出しで済むようにしたいと考えている。

純粋展示の出展料は、ハムフェア実行委員会で検討していただくことになるが、人件費や材料費などのコストが高騰される以前のものに戻らない限り、恒常的なものとしてお願いをせざるを得ないものとする。

(他の展示会への切り替えについては)ハムフェアの出展については様々な意見をお伺いしています。

<森田会長回答>出展料を含め、次回以降のハムフェアの収支の見直しについては、ハムフェア実行委員会(澤田委員長)に抜本的な検討をお願いしたところで

す。

2-3:(2-2 関連)ハムフェアの開催場所の有効活用・経費について

ハムフェアの開催規模や経費について、場所の有効活用や費用圧縮を行うべきとの意見が会員から挙がっている。

その為に下記の事を行うべきであると考える。

- ・チケット数単位での入場人数算定(チケット単位での入場料収入の明確化)
- ・休憩所・入場ゲート・広大な通路等の削減出来るスペースを削って1区画に収める
- ・アンテナタワーの為に賃料を支払っている屋上の空きスペースを活用する(駐車場以外の使い道の検討)
- ・コンセント席を1か所に纏めて工事費用を節約する

合わせて、ハムフェア単体の総経費をJARL NEWS等のパブリックな媒体で出すべきと考えるが、執行部の見解如何。

<高尾前会長予定原稿>休憩所・入場ゲート・通路等の削減やタワーを設置している場所の利活用についてのご意見についてはハムフェア実行委員会で検討していただくこととしたい。

<森田会長回答>ハムフェアの様々なありかたについては、ハムフェア実行委員会(澤田委員長)に抜本的な検討をお願いしたところです。

2-4:(2-2 関連)ハムフェア 2022 の東京ビッグサイト利用料について

新型コロナウイルス感染症対策を名目に出展料が値上げとなったのは前述の質問2-2で述べた通りである。

当方が入手した利用料請求書によると、約1200万円が会場の賃料(3日分)、後日精算の電気代や物品レンタルを初めとする雑費が約200万円だが、新型コロナウイルス感染症対策による体温チェッカーのレンタル料は後者に含まれ約5万円で、先述の値上げの幅と比較して更にパーテーションパネル等を加えても不相当と考える。

また、そもそも約1200万円の賃料は非常に高額で財政状況も芳しくない中で、費用対効果も疑わしい中で同一会場で開催し続けるのは非常に疑問であり、更に安価で開催出来る会場の選定を要望する。

執行部の見解如何。

<高尾前会長予定原稿>現在、出展いただいている団体のスペースを考えるとなかなか会場の選定は難しいですが検討していきたいと考えます。

<森田会長回答>ハムフェアの様々なありかたについては、ハムフェア実行委員会（澤田委員長）に抜本的な検討をお願いしたところです。

2-5:JA1QIW 鈴木誠弁護士に対する顧問弁護士費用と同氏の役割について

2022年度分会計帳簿を見る限り、鈴木誠弁護士に対する顧問弁護士費用を払い続けている一方、オーセンスに対し会計帳簿開示請求に対する訴訟関係一切を委任している。

現状の事を考えると、最早オーセンスが顧問弁護士然としており、鈴木弁護士の役割が全く見えて来ない。

それにも拘らず、鈴木弁護士に対し顧問弁護士費用を支払い続けている理由は何か。

併せて、2022年度に鈴木弁護士に依頼した案件は何かあるのか、今後も鈴木弁護士と顧問契約を続けるのかをそれぞれ明らかにされたい。

執行部の見解如何。

<高尾前会長予定原稿>当連盟のさまざま課題解決について、法的な助言をいただく上で、鈴木弁護士にご相談するケースもあることから引き続き顧問契約を続けており、商標登録手続き等従来からのお願いしている案件もあります。

<森田会長回答>本連盟を巡る法律問題の処理については、顧問弁護士のあり方も含め、再検討が必要と考えております。なお、鈴木弁護士との顧問契約は、8月末をもって解消しました。

■準備書面 79P JK7LXU 石岡 洋一

◎第1号議題 令和4年度決算の件について、承認反対の立場から以下の準備書面を提出する。

【承認反対の理由】

1. 少なくとも一般社団法人に改組してから12期連続の赤字予算で本連盟を運営し、12期連続で赤字決算に陥った。さらに当年度は高尾会長が

代表理事と業務執行理事（専務理事）を兼任、運営の全権を握っていたのにもかかわらず、抜本的な改善策も立てず小手先の対応に終始した。決算承認は無責任な運営を認めることになる。

2. 会計帳簿等閲覧謄写請求を拒否し、理事会決議のない訴訟で敗訴。さらに理事会で決議することなく控訴した。それら弁護士費用などを計上した決算報告書は、著しく正当性を欠いている。決算承認は法律、定款に背くことになる。

I. 赤字決算は財政破綻につながるのか

1. 本連盟は2021年（令和3年）6月18日付の文書（日アマ第03099号）で「当連盟の財政が数年後に破綻するようなことはございません」と明言している。また、今年の社員総会で経常増減額▲4,525,000円の赤字を「*収支は今期（R3年度）でほぼ均衡」と答弁した。“ほぼ均衡”でも、法人決算で▲8,123,947円の最終赤字は11期連続。約6億円の正味財産が尽きれば財政破綻なのに「*当面は破綻しない」とし、「*現状の内部留保がある間は、会費値上げはない」と答弁した。

今期の法人決算は▲29,582,668円で12期連続の最終赤字だった。正味財産は570,837,659円に減少した。これも12期連続である。

上記の表は本連盟の過去3期分の予算と実績、達成率である。ふつうの法人組織では詳細な勘定科目ごとに達成率を精査、分析、評価している。しかも4半期ごとが一般的である。いわゆる予実管理が徹底されなければ放漫経営と評価されてしまう。

本連盟は赤字予算が常習なので、赤字幅の減少だけが決算の最終目標なのか。百歩譲ってそうだとした場合、上表の達成率から評価すれば「出たとこ勝負の運営」である。

全権を握った高尾会長を中心とする理事会が4半期ごと収支報告書を集約し、事業と予算の執行状況を精査、担当理事の職務執行を督励するのが本来の務めである。

【質問】

- ①本連盟の「予算実績管理」の責任者は、高尾会長理事で間違いないか。
- ②本連盟の「予算実績管理」の監督を、理事会で適切に行っているか。
- ③数年後に本連盟の財政が破綻しないと、断言できる根拠は何か。
- ④特定資産が無くなるまで会費を値上げしないと、再び約束できるか。

⑤赤字決算を解消する意欲と、解消に向けた方策があるか。

＜高尾前会長予定原稿＞予算実績管理の責任者は高尾会長であり、理事会において報告をおこなっております。特定資産が払底する前には相応の対応の検討となりますが、現時点では引き続き収支改善のため会費収入を増やし、経費を圧縮に努めます。

＜森田会長回答＞本連盟の収支改善は急務ですが、前会長の取り組みは不十分であったと考えます。特に、QSL転送費用とJARLニュース費用がかさんでおり、会員の皆さまのご理解を頂きながら、諸事業の見直しが必要と考えております。

2. 本連盟は東京地裁に提訴された「会計帳簿等謄写閲覧請求事件」の被告（本連盟）の「準備書面（1）」（本年1月31日付）において以下の通り述べている。

「被告の会長に就任したことにより被告が赤字決算を出すようになったかのような主張をする。しかし、被告の赤字決算は被告代表者が会長に就任する以前から発生していたものであり、むしろ、被告代表者が会長に就任して以降、赤字額は大幅な減少傾向にある。赤字決算の原因が現執行部の責任であることを窺わせるような事情は全く見受けられない。」

【質問】

- ①赤字決算の責任はいわゆる過去の執行部にあるように主張するが、それは稲毛元会長理事、山之内前会長理事による執行部で間違いなのか。それとも、旧組織である故原会長時代の執行部にさかのぼるのか。
- ②いわゆる過去の執行部に、高尾会長理事がメンバーとして名前を連ねたことがないのか。
- ③「赤字決算の原因が現執行部の責任であることを窺わせるような事情は全く見受けられない」と、この社員総会でも断言できるか。

＜高尾前会長予定原稿＞ご指摘の準備書面については、従来より収支が赤字であったという事を述べております。また、赤字決算の原因が現執行部の責任であることを窺わせるような事情は全く見受けられないとする点についても、そのように考えております。

<森田会長回答>本連盟の収支改善は急務ですが、前会長の取り組みは不十分であったと考えます。会員の皆さまのご理解を頂きながら、諸事業の見直しが必要と考えております。

3. 私は去年の社員総会で「一般社団法人は余剰金を分配してはいけないが、余剰金を出してもよい。黒字にして会費値下げを」と意見を述べた。

本連盟は「*社団法人の決算はプラスマイナス0が理想。プラスになると内閣府からプラスはまずいよと言われる。プラスマイナス0ないしは若干の赤字くらいが、内閣府の目論見としては理想。だからといって、一般社団法人が黒字を続けていいか？は違う」と答弁した。

関東地方本部区域の社員は「*公益財団法人は内閣府の監督下にあつて、黒字を出すなと言われる。JARLは一般社団法人で監督官庁がない。内閣府からそういった（黒字を出すなという）指導はおよそ考えられない」と指摘した。

【質問】

- ①内閣府から黒字を出すなと指導を受けた事実があるか。
- ②赤字予算と赤字決算を繰り返し、正味財産を減らし続けるのは、プラスマイナス0ないしは若干の赤字を理想とする内閣府の目論見に沿うためか。
- ③黒字決算を実現し、余剰金によって会費値下げなど会員サービスを充実し、本連盟職員スタッフの賃金引上げなど労働環境向上に取り組む意志があるか。

（意見）

- ①赤字予算と赤字決算の原因を分析して解決策を考える特別委員会を、早急に立ち上げる必要がある。
- ②同委員会に会計、税務、法律などの有資格者を、正員の中から自薦、他薦を問わず募る必要がある。

<高尾前会長予定原稿>現在は内閣府の監督は受けていませんが、過去、具体的に黒字を出すなとはいわれてはいません。現状の収支で会員サービスを維持するために（プラスマイナス0ないし若干の赤字は）やむを得ないと考えます。今後も引き続き収支改善に努め、現状では特別委員会等は考えておりません。

Ⅱ. 選挙管理会は公正中立なのか

1. 本連盟の選挙規程第23条には、開票立会人の資格が厳格に定められている。しかし、開票作業の委託法人に関わる要件が全く定められていない。

本連盟は今年の社員総会で、選挙事務委託先は「*事務作業が確実に履行できるか、業務実務、技術力、費用、セキュリティといった体制など、さまざまな観点から検討が必要。選挙管理会に判断が委ねられていると考える」と答弁。

また、複数の社員からの「*選挙公報の様式を大きくし、正員すべてに印刷配布すべき」との意見に対して、本連盟は「*選挙管理会に伝える」と答弁した。

【質問】

- ①委託先法人の役員に本連盟の会員が就任しておらず、開票作業も会員が行っていないなど、利益相反の事実がないことを確認したか。
- ②今年の社員総会での意見を伝えられた選挙管理会は、次回の選挙公報の様式を大きくするか。
- ③今年の社員総会での意見を伝えられた選挙管理会は、次回の選挙公報を正員すべてに印刷配布するか。

<高尾前会長予定原稿>選挙業務委託先の役員・担当者に会員がいるか等はこちらでは確認はしておりませんが、金融機関や保険会社等企業のデータ処理・管理を長年請け負っている企業であり、当連盟の選挙業務についても、これまでも、疑義を生じないよう厳正厳格に対応していただいております。選挙公報については、選挙会にご意見を伝えます。

<森田会長回答>選挙については、選挙規程を見直すことはもちろんのこと、①推薦人の公開②選挙公報の投票用紙への同封③選挙公報の欄を拡大④同じエリアで複数名が立候補した場合には公開討論会の実施⑤選挙管理委員会メンバーに法律家を含める等の意見を選挙管理会に伝え、実施したいと考えます。

2. 本連盟の選挙規程第31条3項に、「異議申立ては、選挙結果を告示

した日から20日を経過した日までに提起することができる」とある。

同第32条1項では選挙管理会の裁定等について、「選挙管理会が異議申立てを受理したときは、遅滞なく被申立人にその申立ての内容を通知し、必要と認めたときはその釈明を求めることができる。(以下省略)」とある。

2022年(令和4年)4月投開票の選挙において、申立て期日を過ぎた異議申立てを不当に受理し、被申立人の釈明を不当に求めた事実がある。

その後、選挙管理会は異議申立てを却下したが、選挙規程に反する不当な手続きを進めた事実は明白である。

【質問】

- ① 昨年4月の選挙における異議申立て件数はいくつあったか。
- ② そのうち異議申立て期日を過ぎた件数はいくつあったか。
- ③ 申立て期日を過ぎたものを受理したことは、選挙規程に反しないのか。
- ④ 申立て期日を過ぎたものを受理して、被申立人の釈明を求めたことは、選挙規程に反しないのか。

(意見)

- ① 選挙管理会の公正中立性を確保するため、選挙管理人の選任を定時社員総会の承認事項にする必要がある。
- ② 選挙の公正中立性を確保するため、開票作業の業務委託に関わる要件を速やかに定める必要がある。

<高尾前会長予定原稿> 昨年の選挙では7件の異議申し立てがあり、その内1件の取り下げがありました。いずれの申し立ても期日内に提出されています。選挙管理会の選任については理事会において決議が妥当と考えます。また、選挙事務委託先については、委託する事務作業を確実に履行できるか、業務実績や技術力、費用やセキュリティ体制等総合的に判断し委託しており、こうした要件は選挙規程になじむものではないと考えます。

Ⅲ. 紙カード削減こそがQSL費削減ではないのか

1. 2022年度(令和4年度)はQSLカード処理枚数が684,792枚増加

したが、QSL費は76,995,935円（前期比▲174,733円）と削減を実現した。しかし、費用は高止まりして転送期間の短縮が進まず、本連盟の努力が実を結んでいるとはとても実感できない。QSLビューローの作業負担も増すばかりである。

2022年度（令和4年度）は立木にして869本分を処理！

【QSLカードをCO₂（二酸化炭素）吸収効果のある森林資源に換算】

※大気中のCO₂増加は地球温暖化の原因のひとつとして考えられている。

（過去4期のQSLカード処理枚数と重量）

	取扱処理枚数	JARL規定重量	取扱総重量
・2019年度（令和元年度）	9,491,360枚	2～4g	18.98～37.96ト
・2020年度（令和2年度）	9,469,860枚	2～4g	18.94～37.88ト
・2021年度（令和3年度）	8,970,961枚	2～4g	17.94～35.88ト
・2022年度（令和4年度）	9,655,753枚	2～4g	19.31～38.62ト

条件①パルプ1トは直径14センチ・高さ8メートルの立木およそ30本に相当する。

（右記Webを参考 <https://ekitan.com/ecolife/>）

条件②QSLカードをパルプに、カード1枚あたりを平均3gと仮定する。

（過去4期の立木に換算したQSLカード処理量）

	平均取扱総重量	※立木に換算
・2019年度（令和元年度）	28.47ト	およそ854本
・2020年度（令和2年度）	28.40ト	およそ852本
・2021年度（令和3年度）	26.91ト	およそ807本
・2022年度（令和4年度）	28.97ト	およそ869本
過去4期合計	総重量112.75ト	合計およそ3,382本

過去4期分の合計では立木にして約3,382本分を処理！

私は昨年社員総会「準備書面」で費用削減、森林資源保護、ビューローの負担軽減のため会員向けキャンペーンを展開するよう、以下の通り求めた。

1. 同一局との複数回交信データはなるべく1枚のQSLカードに記入する。
2. JARL主催コンテストでは原則としてカード交換を自粛する。
3. JARL記念局・特別局は原則としてカード交換は「One Way」とする。

4. カード交換は原則としてお互いに「PSE QSL」を明記して行う。

5. カード所持が要らない「アワード申請」を推進する。

また、北海道地方本部区域社員も「*コンテスト QSO での QSL 発行自粛というメッセージを、JARL が音頭を取っていけば無駄な QSL が減る」と述べた。

本連盟は「*不要なカードは削減したい。過去に委員会で検討したが、コンテスト委員会はメッセージを発信するのは避けたいとし、アワード委員会は否定的。

理事会でも何度か審議した。ビューローでの作業軽減は必要。方策を探る」と答弁した。

【質問】

① QSL カード削減メッセージの発信に対して、コンテスト委員会は現在も消極的なのか。

② QSL カード削減メッセージの発信に対して、アワード委員会は現在も否定的なのか。

③ QSL カード削減について、本連盟理事会はどのような「方策を探った」のか。

<高尾前会長予定原稿>準備書面をいただいてから、アワード委員会・コンテスト委員会としての考えをまとめるまでに時間がありませんでしたが、各委員長からは次のとおりコメントをいただいています。

アワード委員長

コンテスト時のカード交換については各局の判断ですから、委員会としてその可否を表明できません。

コンテスト委員長

コンテスト参加時の交信に対する QSL カード交換自粛要請は考えておりません。ALL JA コンテストでの AJD、全市全郡コンテストでの JCC/JCG アワードなど、QSL カード交換を楽しみにしている参加局もあるでしょう。また、QSL カード交換という JARL 会員である非常に大きな意義を JARL コンテストで自粛せよというのは、組織のあり方としても矛盾しています。カード発行は参加局の判断に委ねます。

以前に理事会で検討した際には、両委員会からの意見をふまえて、コンテスト参加時の QSL カードの自粛についても求めないこととなっています。

<森田会長回答> QSLカードの転送費用は支出のかなりな部分を占めるものであり、経費を削減する第一条件はまずはQSLの取扱い枚数を減らす必要があると考える。ハムの集い等の講演では、QSLカード削減の願いをしてもかまわないかというお尋ねに対して多くの会員が賛同の意思を示してくれている。執行部としては理事会をとおしてアワード委員会やコンテスト委員会にもお願いし、同じ局に対する同一バンド同一モードのQSOには原則カードの発行を自粛していただくようお願いをしていきたいと考える。

2. 本連盟は2021年の東京オリンピックと東京パラリンピックでJARL特別記念局を運用し、下記画像のようなQSLカードを発行した。

JARL特別記念局では1枚のQSLカードにQSOデータ6回分を記載できるよう努力、工夫がされている。なお、同一デザインで10地方本部がそれぞれQSLカードを発行したことの是非は、あえて論述しない。

(意見)

- ①JARL特別記念局、特別局は「同一局との複数回交信データは、なるべく1枚のQSLカードに全て記入する」よう、委員会任せにしないで、本連盟が主体的にメッセージを出す必要がある。
- ②JARL特別記念局、特別局はカード発行が原則として「One Way」であり、交信相手の会員からのカード発行を自粛するよう、委員会任せにしないで、本連盟が主体的にメッセージを出す必要がある。
- ③QSLビューローの負担軽減と費用削減のため、この定時社員総会に出席した私たち社員からもメッセージを出しましょう。

IV. 会員の個人情報保護に取り組む意志はあるか

1. 個人情報保護法関連規定「6 組織・体制」にある個人情報保護管理者について、本連盟は今年の社員総会で、「*事務局職員関係の個人情報保護の管理内規は専務理事」と答弁した。

また、会員の個人情報保護の指導監督者は、「*個人情報保護特化では置いていない」と回答した。

【質問】

- ①事務局職員スタッフの個人情報保護管理者は誰か。
- ②会員の個人情報保護管理に関わる指導監督者を委嘱しない理由は

何か。

＜高尾前会長予定原稿＞「事務局職員の個人情報の保護に関する管理内規」において、個人情報管理責任者を専務理事と規定しています。指導監督者を委嘱するということは現在考えておりません。

(意見)

- ①本連盟の通常選挙において、会員が秘匿していた住所に「投票お願いハガキ」が郵送される事例が後を絶たない。会員の個人情報保護管理に関わる指導監督者を選任する必要がある。
- ②これまでのハムフェアにおいて、出展者の個人情報をパンフレットに掲載、一般来場者にも配布していた事実がある。早急に改善策を示す必要がある。

V. 監査体制は崩壊していないか

1. 2021年（令和3年）の定時社員総会で監事解任が提案された。その理由の一つとして監事が青森県支部長時代に自ら創設して、その後も役員に就任し続けている同県支部の「アワード収入の不適切な処理」が挙げられた。

私は昨年の社員総会の準備書面で、「(監事の) 解任提案が否決されたので同アワード収入の処理は現状で良いか」、「本件の指導および改善は監事の職務と全く関わりが無いのか答えよ」と質問した。

これに対して監事は「*前回（2021年）の社員総会で質問を受け答弁したとおり。（答弁は）差し控える」と答弁した。

【質問】

①速記録の公開が廃止され、録音記録も確認できない。過去の社員総会における社員の質問に対する本連盟の公式な答弁を、確認できる方法があるのか。

＜高尾前会長予定原稿＞経費見直しの観点から、一昨年より、速記録は作成されておられません。

＜森田会長回答＞毎年、公開を望まれる意見を頂戴しておりました。本年は3年ぶりに速記録の公開を行いました。経費についても安価であり、従来までは12月に公開していたものを鋭意努力し9月に公開する

ことが出来ました。オンライン中継も含め、次回に向けて前向きに検討をおこなってまいります。

2. 私は去年の社員総会の準備書面で、「支部の規模の大小、収入の多少などによって、秘密裏に独自の収益事業を実施することを認めるか」と質問した。

また、「秘密裏に実施した独自の収益事業について、支部の規模の大小、収入の多少などによって現金預金等を自由処理することを認めるか」と質問した。

本連盟は支部会計について、「*もともと支部会計は地方本部会計に組みこまれている。連盟予算の中では支部費はない。(支部会計は)必ず公開が必要ではない。それぞれの支部の実情に応じて対処を」と答弁した。

【質問】

①地方本部に対する支部の会計報告は、地方本部から配布を受けたいわゆる「支部費」のみを適正処理したことを証明するだけでよいか。

②アワード発行の賞典収入、ご祝儀そのほか金銭等の授受を支部会計とは別に管理、運用することを容認するのか。

③支部の会計は、本連盟の監査対象外で間違いないか。

<高尾前会長予定原稿>支部の会計は監査対象外です。支部の会計については地方本部長のもと管理がなされています。

3. 本連盟の定款には、監事の推薦基準について次のとおりある。

第27条 前条第1項ただし書及び前条第2項に規定する理事会において推薦する理事及び監事の候補者の推薦基準は、次のいずれかとする。

(1) 正員であって、専門分野における学識経験を有し、連盟の業務執行上適当である者。

(2) 事務局の管理者であって、連盟の運営上適当である者。

【質問】

①監事が有している、専門分野における学識経験とは何か。

<高尾前会長予定原稿>連盟の業務執行上、適当と考えられる学問上の知識と高い見識、及び社会経験などを有していることが推薦基準と考えます。

4. 『JARL NEWS』2023年春号38ページと本連盟のWeb上に、以下のと

おり第64回理事会報告が記載されている。

(1) 社員による会計帳簿等閲覧・謄写請求について、同請求に応じない理由の説明と同請求に応じるとの判断の決議についての提案があった。会長より、当該案件については、一般社団財団法人法や定款等により理事会決議を経る案件とはならない旨の説明があり、今までの経緯についての説明があった。(以下略)

【質問】

- ① 高尾会長理事は、訴訟などの重要案件について「一般社団財団法人法や定款等により理事会決議を経る案件とはならない」としているが、監事も同じ判断で間違いはないか。
- ② 監査報告書に「理事の職務執行に関して、不正の行為並びに法令若しくは定款に違反する重大な事実はないと認めます」とある。訂正しないのか。
- ③ 理事会決議のない裁判の弁護士費用等を計上した決算報告書は適正で間違いはないか。

<高尾前会長予定原稿>従前より会長が裁判対応をおこなっており、2月の理事会でも説明をさせていただき、代理人に一任する旨で了承をいただきました。

本件は、特に理事会の専決事項や審議事項に該当するものではございませんので、会長において業務執行を行うことができる事項であります。

裁判手続きにおいては仮処分や控訴といった極短期間で迅速な対応が求められるケースが少なからずおこるため、理事会が常設の機関ではないことから、その都度、臨時の理事会を開催して、理事会決議を経ることは現実的にも難しく、会長に対応を一任いただくことが現実的な対応と考えます。

<森田会長回答>前会長による訴訟対応は理事会を通さず独断でなされたものであって、不適切であったと考えております。

【参考】一般社団法人及び一般財団法人に関する法律には次のとおりある。

第百条 監事は、理事が不正の行為をし、若しくは当該行為をするおそれがあると認めるときは、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは

著しく不当な事実があると認めるときは、遅滞なく、その旨を理事（理事会設置一般社団法人にあっては、理事会）に報告しなければならない。

■準備書面 91P JA9EEH 松野和夫

● 第1号議題について

- (1) 新型コロナ対応により、事業費が削減されこともあり、財政状況の改善がみられ、評価します。

令和5年度事業では役員報酬等の減額により経費を縮減されているが、健全財政計画はどのようにされるのでしょうか。具体的な目標はあるのでしょうか。

毎年、社員総会でお願いしている「入るを量りて出ずるを制す」で予算を組み、積立金取り崩しをしない予算編成をお願いします。

<高尾前会長予定原稿>評価いただき、ありがとうございます。引き続き財政改善が進むよう、鋭意努力してまいります。

<森田会長回答>ここ数年、確かに赤字幅は縮小していますが、コロナ禍による事業縮小の影響は否めず、確実な収支均衡を実現するため、会員の皆さまのご理解を頂きながら、諸事業の見直しが必要と考えております。

- (2) 専務理事の会長兼務により、役員報酬が減額され、また、本年度事業予算から役員報酬が計上されていない。予算は軽減されるが、専務理事を会長が兼務して不在という異常な状態を続けていけるのでしょうか。

後任の専務理事の選任は検討しているのかお尋ねします。

また、早急に選任すべき考えます。

<高尾前会長予定原稿>適任者を含め検討中です。

<森田会長回答>専務理事が必須かどうかも含めて、再検討が必要と考えます。

- (3) 監査報告において、執行状況について報告を受け、必要に応じ説明を求め、関係書類を閲覧しているとありますが、会計帳簿類をどれぐらいの頻度で閲覧しているのか。そのうえで、適正に支出され

ていると監事は判断しているのか。
内部監査等は実施されているのかお尋ねします。
内部統制は図られていると誰が確認しているのでしょうか。

<高尾前会長予定原稿> 監事は年に数回の内部監査を実施し、必要に応じ説明を求め、厳正に会計帳簿類の監査をしております。

<森田会長回答> 監事による年数回の内部監査では限界があるので、帳簿や決裁文書の記載方法（目的を詳細に記載する等）について、すでに改善を進めています。

(4) QSLカードの転送は4年度も増加しており、転送遅延は9か月程度と感じている。

当局がQSL管理している記念局のカードも交信日2022/10/22、ビューロー発送日2022/12/06のカードがまだ届かないとカード請求がありました。

たぶん来月以降に到着すると思われます。

そこで私の交信ログを見ると

交信局名	更新年月日	QSLカード受領日	
8J90LYMPIC	2021/08/10	2022/10/01	14か月
8J9VLP	2022/06/19	2023/06/02	12か月

とまさに1年後の到着であり、1年会員ですと会費切れ後にカードが到着することとなります。カード転送を受けることなく辞める会員が出るのではと危惧しています。

QSL転送は会員サービスの根幹と思うが、会員ファーストの会長として改善策はあるのかお尋ねします。

また、最近ではhQSLを利用して、QSL交換が行われているが、JARLとしては、これを推奨しないのか、電子QSLをいつまで検討していくのか。（電子QSL委員会の存続意義は）お尋ねします。

<高尾前会長予定原稿> コロナ感染拡大による在宅が減少し、また、FT8等による急速な狭帯域デジタル通信の普及についても落ち着いてきており、コロナも5類へ移行したことから、処理能力の増強についてその準備を積極的に進めているところです。

電子QSLについては、委員会において、「hQSL」をはじめ現在の電子QSLの動向等を踏まえた上で、JARLの会員サービスとして

取り組むべき電子 QSL の姿を幅広い観点から検討しております。

<森田会長回答>確かに到着枚数は落ちてきたようですが、カード転送に時間がかかっていることは否定できず、対策が必要です。会員への呼びかけ、電子 QSL の有効活用、処理の効率化を含めた総合的な対策を検討するために、本年7月の第68回理事会で「QSL 問題対策委員会」を設置したところです。

■準備書面 93P JH2DFJ 岩田泰典

1.「第1号議題 令和4年度決算の件」について

【本件 否決の立場から以下の事項に対し質問を求める】

【以下の事項に対し、会長・専務理事に質問】

(1) 会計帳簿閲覧謄写請求の件について

会計帳簿開示請求を今回も理事会の同意もなく会長が独断でこれを拒否した。その判決が本年3月末に下された。敗訴が確実であるのにも関わらず控訴した。その正当な根拠理由を証明できるのか、明らかにされたい。

<高尾前会長予定原稿>過去に、社員の一部が閲覧謄写した会計帳簿等をインターネット上で不特定多数の第三者に広く公開することによって当連盟の運営に支障を生じさせており、今回も同様に、一般公開されることが容易に想定され、通常の組織においては想定しがたい事態を危惧し、会計帳簿等の閲覧謄写を認めた一般社団法人法の趣旨にも反していると考えられることから、今回の請求は、法定の要件を充足していない違法な請求であり、また、法定の閲覧謄写拒絶事由が認められるものとして本訴訟においてその旨主張いたしておりました。

しかし、裁判所は当方の主張を容れず、法の趣旨を軽視した形式的な判断のもと、会計帳簿を閲覧謄写させることを命じる旨の判決がなされましたため、当連盟の個別事情を十分に考慮せずに閲覧謄写させることを求めるものであり、会計帳簿等が一般公開されて当連盟の運営に更なる支障を生じることが容易に想定できる現状を踏まえ、到底承服できるものではないため、訴訟代理人とも協議の上、控訴の手続を取ることといたしました。

<森田会長回答>地裁判決に対する控訴は前会長が独断で行ったものであり、不適切でしたので、8月にこれを取り下げる手続を行いました。

(2) 弁護士費用支出責任の件について

この法令に違反する会計帳簿開示拒否により、多額の弁護士費用をJARL経費で支出している事は問題があると考えます。本件弁護に関する経費支出に対する責任は会長自らの私的経費で支出すべきと考えますが如何か。

<高尾前会長予定原稿>先に述べたとおり、会計帳簿等が一般公開されて「当連盟としての事業運営」に更なる支障を生じることが容易に想定できることから控訴しておりますことをご理解ください。

<森田会長回答>地裁判決に対する控訴は前会長が独断で行ったものであり、不適切でしたので、8月にこれを取り下げる手続を行いました。会計帳簿閲覧請求訴訟の対応に要した弁護士費用の適切性については、検討します。

(3) 毎回論議となる「一般正味財産」、いわゆる内部留保の取り崩しによる補填の改善策及び、一般社団法人としての事業運営にかかわる中期経営戦略に対し具体的な展望を明らかにされたい。

<高尾前会長予定原稿>令和4年度中の収支補填の特定資産の取り崩しはゼロであり、今後もできるだけ補填をなくすよう努めてまいります。一般社団法人として収入の大部分が会費収入であり、この維持・増加のための努力と、経費の圧縮に努めてまいります。

<森田会長回答>将来を見越した事業運営は重要であり、中期経営戦略の策定も検討したいと考えております。

【以下の事項に対し、監事に質問】

(4) 前(1)及び(2)項の、法令及び定款違反の事案に対し、

「監査報告書」の記載事項にある「職務執行の妥当性の検討」とりわけ、「理事の職務執行に関して、不正の行為並びに法令若しくは定款に違反する重大な事実はないと認めます。」とは、監事として会長にどのような対応をしたのか明らかにされたい。

<監事予定原稿> 今回の訴訟対応については、法令及び定款に違反するものではないと考えます。

<森田会長回答> 地裁判決に対する控訴は前会長が独断で行ったものであり、不適切でしたので、8月にこれを取下げの手続を行いました。

(5) 前(3)項の、内部留保の取り崩しによる補填の具体的な方策や中期事業計画に対し、どのような対応をされたのか明らかにされたい。

<高尾前会長予定原稿> 令和4年度中の収支補填の特定資産の取り崩しはゼロであり、引き続き会費収入の増加と、経費の圧縮を求めてまいります。

<森田会長回答> ここ数年、確かに赤字幅は縮小していますが、コロナ禍による事業縮小の影響は否めず、確実な収支均衡を実現するため、会員の皆さまのご理解を頂きながら、諸事業の見直しが必要と考えております。将来を見越した事業運営は重要であり、中期経営戦略の策定も検討したいと考えております。

■ 準備書面 97P JL8LGW 船水明

2. 第1号議題 令和4年度決算の件

Q S L 関係についての質問

- (1) カードの保管のための費用が新たに計上されている。これは処理しきれない分の保管用と思われるが、保管するだけでは現在のQ S L 遅延問題は解決するどころか悪化の道をたどるだけと思われる。処理能力を増強する、処理拠点を分散する、会員からの到着量を調整など、実際に行っている改善策はあるのか。その効果については分析できているのか。また今後さらに何か講じる対策はあるのかお答えください。

<高尾前会長予定原稿> これまでコロナ禍のため大きな処理能力の増強等についての対応が難しかったのですが、5類への移行にもとない能力増強について動き出しているところです。

<森田会長回答>確かに到着枚数は落ち着いてきたようですが、カード転送に時間がかかっていることは否定できず、対策が必要です。会員への呼びかけ、電子QSLの有効活用、処理の効率化を含めた総合的な対策を検討するために、本年7月の第68回理事会で「QSL問題対策委員会」を設置したところです。

- (2) 現在のビューローの年間処理能力と実際にビューローに到着しているカード枚数との隔たりはどの程度あるのか。具体的な数値(枚数)でお答えください。

<高尾前会長予定原稿>コロナ禍とFT8の急速な普及で令和2年度と令和3年に1100万枚のQSLカードがQSLビューローに到着しておりますが、通常時の900万枚程度と考えますが、コロナ禍のため間隔の確保等で若干取り扱い枚数を減少しております。

<森田会長回答>ビューローへの到着枚数は先にお答えしたとおりです。現在のビューローの年間処理能力は約900万枚です。

- (3) エリア別や地域別での処理などにより分散させ一時的に経費が増えたとしても安定したビューローとしての役割を果たすことを考え検討してはどうでしょうか。
これについてどう考えるかお答えください。

<高尾前会長予定原稿>分散した場合には各施設の人員や備品等も必要になり、一カ所で作業を行った方が効率的であると考えます。

■準備書面 101P JI1XKH 増田浩

第1号議題 令和4年度決算の件

(1) 赤字の中身について

毎年の赤字決算、常識的に考えて現在のJARLは異常事態であると感じています。前年度も赤字でしたが積極的な改善策が見えておりません。前年度に比べれば減っているように見える赤字額ですが、決算結果をベースにした結果説明ではなく、具体的な中長期ビジョンを示した上での決算報告としていただきたい。

(2) 赤字予算の改善策について

今後の事業計画と予算でいつまで赤字を続ける事になるのか、ゼロベースへの改善策をご説明ください。単年度では困難でしょうから、今年度、3年後、5年後など中長期計画を含めて改善策を具体的にお示しください。

<高尾前会長予定原稿> (1) (2) について

令和4年度中の収支補填の特定資産の取り崩しはゼロであり、数年後にはこれが常態であるよう、会費収入維持・増加と経費の圧縮に努め収支を改善してまいります。

<森田会長回答>ここ数年、確かに赤字幅は縮小していますが、コロナ禍による事業縮小の影響は否めず、確実な収支均衡を実現するため、会員の皆さまのご理解を頂きながら、諸事業の見直しが必要と考えております。

■準備書面 105P JF1RPZ 出田洋

質問事項：第1号議題 令和4年度決算の件

議案書に記載の「今年度はアフターコロナにおける事業活動を推し進め、会員の満足度向上に向け、組織一丸となってさらなる会員サービスの充実をおこない、会員数の増加を目指し、経費削減に努力し、収支改善に取り組んでまいります。」に関連し、以下の点について連盟の基本的考えと今後の具体的な取り組みをお知らせください。

1) ワイヤレス人材育成という政府・総務省の政策の視点とアマチュア無線の健全な発展を目指すJARLの考え方の間に齟齬はないのでしょうか？

本年3月22日付の電波法令の改正について、JARLの考え方・要望は十分反映されていると考えていると考えますか？引き続き、法改正を要望していく点は、具体的に何ですか？

将来のワイヤレス人材育成、すなわち無線技術に関心を持つ若者を増やすきっかけとして小中高校生にアマチュア無線を知ってもらい仲間として迎えることに、JARL特に担当となった会員増強組織強化委員会はどのような具体的な活動を行っていますか？今後行っていくのでしょうか？

<高尾前会長予定原稿>ワイヤレス人材育成が必要で、そこでアマチュア無線が活用できるとの総務省がフォーカスしていただいたことは本当にありがたいことで、アマチュア無線界にとっても高齢化が進み、若年層でアマチュア無線に興味を持たれている方が少なくなっていることも事実で特

段の齟齬はないものと考えています。

また、新たに若年層を取り込むにあたっては、より免許手続きの簡素化であったり、実験・研究などのしやすい環境作りも必要と考えます。

<森田会長回答>政府・総務省は、アマチュア無線の世界に限らず、広く無線技術に興味を持つ人材を育てることにより、ワイヤレス人材を育成するとの視点であり、JARLとしても、アマチュア無線の世界に閉じこもることなく、広く大きな視点が必要と考えます。

小中学生にアマチュア無線を知ってもらい仲間として迎えるための施策が必要ですが、前会長のもとでは、組織全体での取り組みが不十分でした。そこで、本年7月の第68回理事会で「体験運用推進・ニューカマー支援委員会」を設置したところです。

2) バンドプランについて

本年9月25日付で施行される総務省告示第80号のいわゆるバンドプランでは、A1A専用周波数(CWバンド)と衛星通信・月面反射通信・レピーターバンドをしている以外は、法定の使用電波型式の規制はなくなります。

第64回理事会で、JARLバンドプランの改正案が審議されていますが、6月15日時点ではその内容も改定の方向性も公開されていません。

今回のバンドプランの改訂については、コンテスト参加者やFT8運用者などから非常に高い関心を持って、改正案の発表を待っています。国内局同士の交信と外国局との交信でルールが異なるガラパゴス規定がなくなることは歓迎しますが、法定バンドプランのままCW以外の運用を運用者の判断に任せるようなJARLバンドプランではバンド内の混乱を招くことが危惧されます。

新JARLバンドプランの制定に関する基本的な考え方と具体的なバンドプランの公開日程をお知らせください。

<高尾前会長予定原稿>先日、理事会で承認を受けたJARLのバンドプランについては、近日中の公開させていただき、9月25日が施行日のために誤解を招かないようにPRすることとしたい。

<森田会長回答>今後、バンド内の使われ方について、広くアマチュア無線家のご意見を集約しながら、初心者にもわかりやすいガイドブック的なものの作成を目指したいと考えております。

3) QSL問題

JARL QSLビューローの継続は、綱渡り状態が続いていると認識して

います。根本解決のために、紙カードの削減に向けた本腰を入れた取り組みが必要と考えます。JARLのSDGsの取り組みとして、JARLとして紙カードの削減を呼びかけることを始める考えはないのでしょうか？また、カードの電子化についても遅々として前に進んでいません。本気で取り組む意思はないのでしょうか？

<高尾前会長予定原稿>現状では、紙カードの削減を呼びかけるというよりは、QSLカードの電子化などを進める方向で、紙QSLの削減に務めることとしたい。

<森田会長回答>確かに到着枚数は落ちてきたようですが、カード転送に時間がかかっていることは否定できず、対策が必要です。会員への呼びかけ、電子QSLの有効活用、処理の効率化を含めた総合的な対策を検討するために、本年7月の第68回理事会で「QSL問題対策委員会」を設置したところです。

■準備書面 109P JR6IKD 中嶋 邦浩

1. 第1号議題 令和4年度決算について【要望】

4年度は専務理事を任命しなかった事から専務理事の年棒の約1,000万円の費用支払いが無かった、この事から評価損益等調整前当期経常増減額は△27百万円ではなく専務理事が決まっていたと仮定すれば△38百万円で有ったと予想する。

また報告事項の(2)令和5年度収支予算に専務理事に対する給与の記載がありませんが今年度も専務理事を任命する気が最初から無いのか、予算なので1,000万円を予算に組むべきだと思います。

また、令和5年度の予算については収支ゼロで作成頂きたい。

<高尾前会長予定原稿>専務理事につきましては、適任者を含め検討中です。予算につきましては、引き続き財政改善が進むよう鋭意努力してまいります。

<森田会長回答>専務理事が必須かどうかも含めて、再検討が必要と考えます。確実な収支均衡を実現するため、会員の皆さまのご理解を頂きながら、諸事業の見直しが必要と考えております。

■準備書面 111P JH4PHW 坂井志郎

第1号議題 令和4年度決算の件

ライフメンバーから准員となった方のフォロー状況について質問します。21年の社員総会でライフメンバーの無線を離れている方への対応についての提案がありました。准員一人当たりの経費はどれだけ掛かっているのでしょうか？准員として毎年支払いをしている会員、カードの転送会員あるいはJARL Newsの申込者、ライフメンバーからの移行で会費を払っておられない人の人数はどのようになっていますか？経費が掛かっても調査をして今後の経費を削減することが可能なのかを判断することが必要と考えます。

<高尾前会長予定原稿>ライフメンバーの「准員」の内訳は、3月7日現在で、ライフメンバー会費をお支払いの方が「30名」、ライフメンバー転送手数料をお支払いの方が「14名」、いずれもお支払いでない方は「8,815名」となっております。この内、前回の会員台帳整備で「准員」に移行された方は「約3,600名」です。会費も転送料も支払っていない方については、QSLカードやJARL NEWS、投票用紙等の発送がないため、特段の経費はかかっておりません。

ライフメンバーの「正員」の方で、JARL NEWSを購読されていない方には、昨年、試供版としてJARL NEWSを送付し、最近のアマチュア無線やJARLの動き等をお伝えし、活性化を図りました。

<森田会長回答>会費を一切支払っていないライフメンバーの「准員」については、現状、当連盟と一切通信がなく、現状が把握できておりません。健全とはいえませんので、経費がかかることではありますが、何らかの対策が必要ではないかと考えております。

政治家へのロビイング活動の成果について質問します。

政治家とのコネクションの強化を実施してきている点は評価します。活動の相手がJARLに関係のない政治家も居られるように見えます。具体的な成果は出ているのでしょうか？

また、本年3月22日公布施行の規則・告示と9月25日施行の規則・告示

についてかねてからJARL が陳情してきたと聞いていますが、その陳情内容
と今回の法令改正についてどの部分が陳情の内容だったのでしょうか？具体的
に説明をお願いします。

＜高尾前会長予定原稿＞アマチュア無線について理解のある政治家
の方々との交流により、豊富な経験に基づくアドバイスなどを
頂戴しています。

＜森田会長回答＞政治家の方々にアマチュア無線への理解を深め
ていただくことは大切なことと考えています。今後も引き続き交
流を深めていきたいと考えております

■準備書面 117P JG1RNL 比嘉隆太

【1】第1号議案について

2022年度の決算については、赤字ではあるものの、従来から指摘されていた特
定資産取崩が無くなった事は赤字解消への大きな一步と言える。

しかし、国際情勢もあり、社会はインフレ状況が続いており更なる厳しい状況
であることは想像に容易いことではあるが、収支均衡を目指し、会員サービスの
向上に努めることを望みます。

＜高尾前会長予定原稿＞評価いただき、ありがとうございます。引き続き
財政改善が進むよう、鋭意努力してまいります。

＜森田会長回答＞ここ数年、確かに赤字幅は縮小していますが、コロナ禍
による事業縮小の影響は否めず、確実な収支均衡を実現するため、会員の
皆さまのご理解を頂きながら、諸事業の見直しが必要と考えております。

■準備書面 119P JA3WDL 井村 厚

(1) 会計帳簿等開示請求の控訴取り下げについて

P17 雑費の項 弁護士費用の無駄

決算は、身の丈にあった執行がされたのでしょうか。続く赤字決算は認め
られません。どの科目が増・減したのかをはっきりさせる為、社員22名が
会計帳簿等開示請求事件で、東京地方裁判所に提訴、判決は過去7年分の
会計帳簿等の開示を認める判決(令和5年3月30日)が出ました。直ちに控
訴を取り下げましょう。

<高尾前会長予定原稿> 収支は確実に改善しており、引き続き会費収入維持・増加と経費の圧縮に努めてまいります。

<森田会長回答> ここ数年、確かに赤字幅は縮小していますが、コロナ禍による事業縮小の影響は否めず、確実な収支均衡を実現するため、会員の皆さまのご理解を頂きながら、諸事業の見直しが必要と考えております。

■ 準備書面 121P JA1MUY 仙石康信

I. 第一号議題(令和4年度決算の件)

1. QSL費について

第10回社員総会の回答では、1人あたりのQSL転送枚数は200枚としていると回答をいただいております。普段より交信数の少ない会員の方もFT8の運用を始めたことによりQSLカードの転送量も増えております。昨年、一昨年と「費用が掛かりすぎるので変更できない」と回答をいただいておりますが、非会員宛へ出すQSLカードも増加しております。QSLカードが順調に転送されるために必要な改善は費用がかかってもするべきではないでしょうか。以前より提案しているように、必要に応じて転送専用の袋や箱などを作成して送信者にご負担いただくようにシステムを改善するなどご検討をお願いいたします。

<高尾前会長予定原稿> 転送量に応じた袋や箱を受益者負担のようなシステムを思われますが、現在のところ考えておりません。

<森田会長回答> 確かに到着枚数は落ち着いてきたようですが、カード転送に時間がかかっていることは否定できず、対策が必要です。会員への呼びかけ、電子QSLの有効活用、処理の効率化を含めた総合的な対策を検討するために、本年7月の第68回理事会で「QSL問題対策委員会」を設置したところです。

2. D-STARにかかる費用について

① D-STARサーバはどこに設置されていますか(具体的に詳しく)

<高尾前会長予定原稿> 国内のレンタルサーバー会社の仮想プライベートサーバー(VPS)を使用しています。このため、サーバーの設置場所は、お答えできません。

- ② D-STARサーバは何台設置されていますか(具体的に詳しく)

＜高尾前会長予定原稿＞災害対策の観点から仮想プライベートサーバ（VPS）を2セット異なる会社から1セットずつ、計2セット使用しています。

- ③ D-STARサーバを運用するために、サーバ以外の機器はどのようなものがどれだけありますか(具体的に詳しく)

＜高尾前会長予定原稿＞パソコンとインターネット接続機器です

- ④ D-STARサーバはどなたが管理されていますか(管理されている方すべて)

＜高尾前会長予定原稿＞D-STAR委員会です

- ⑤ D-STARサーバにかかる費用について教えてください(詳細をお願いします)

＜高尾前会長予定原稿＞2社の合計で年間2万5千円程度です。

- ⑥ D-STARサーバを維持に必要な費用はどのように計上されていますか(管理費なども含めて、それぞれを詳細をお願いします)

＜高尾前会長予定原稿＞設備機器費に計上しています

- ⑦ 総通の指示により、D-STARの記録(ログ)の保存、提出、運用の停止など求められていると思いますが、その指示はいつ、どこから、どのような形式で指示がありましたか。

＜高尾前会長予定原稿＞不法・違法運用に関する内容となりますので、回答は控えさせていただきます。

- ⑧ ⑦の指示がある場合、その書類をお示してください。

＜高尾前会長予定原稿＞不法・違法運用に関する内容となりますので

で、回答は控えさせていただきます。

- ⑨ ⑦の指示に基づき、ログの提出を求められたことはありますか。また、提出がある場合は、どのように提出されましたか

<高尾前会長予定原稿>不法・違法運用に関する内容となりますので、回答は控えさせていただきます。

- ⑩ ⑦の指示に基づき停波したことはありますか

<高尾前会長予定原稿>不法・違法運用に関する内容となりますので、回答は控えさせていただきます。

■準備書面 147P 7L1FFN 磯直行

●第1号議題「令和4年度決算の件」に関する質問事項

私(7L1FFN)は「JARL正常化プロジェクト」のメンバーでも、「JARL会員ファーストの会」のメンバーでもありません。一般のアマチュア無線家およびJARL会員に最も近い立場の社員(支部長)として、質問します。

主にJARL執行部がメンバーと思われる「JARL会員ファーストの会」と、それに異議を唱える「JARL正常化プロジェクト」との間の意思疎通のことです。

日本全国の多くのアマチュア無線家が一枚岩(ワンチーム)となり気持ちよく活動するために、意見交換の場をもつことは大変重要なことだと考えます。特に、JARLはコミュニケーションを趣味とする者が集まった一般社団法人です。理事および監事の皆さんは、好きな人でもイヤな人でも、積極的に意見交換する必要があると考えます。

これまで第8回～第11回の合計4回に渡って「双方での意思疎通をお願いしたい」、「会員もそれを望んでいる」と意見・要望しました。

第8回および第9回定時社員総会では、会長から「しっかり意思疎通を図っていきたい」と回答がありました。また、第10回定時社員総会では「今日初めて伺ったが、改めて検討させていただく」と回答がありました。さらに前回の第11回定時社員総会では「まだ対面での意思疎通はしていない」、「今後真摯に受け止めて盛りあげたい」と回答がありました。

(質問)

前回の第11回定時社員総会以降、「JARLの将来」のために積極的にコミュニケーションをとり、意見交換などの意思疎通の場を持ったのか、そのような場を持ったのであればその回数や日時等を列挙してその後の経緯をご説明ください。また、対面の場を持たなかったのであればその理由を明確にご説明ください。

<高尾前会長予定原稿>「JARL会員ファーストの会」は活動していません。

<森田会長回答>前会長の下では、会員同士の意見交換、意思疎通が不十分であったと思います。今後はアマチュア無線家の皆さまのご意見に真摯に耳を傾け、みんなでアマチュア無線を盛り上げて行きたいと考えております。

■準備書面 151P JA1RTS 日下照朗

第1号議題

1) QSL 転送遅配

第10回総会でも遅配が指摘されていたにも関わらず改善の様子も無く遅れに遅れてきてしまっている。

この1年どんな対策をして来たのか。

対策予算はどうだったか。

会員の入会目的の1番はQSLの転送です。

再開局会員から期待外れの指摘が多数寄せられています。

<高尾前会長予定原稿>コロナ感染拡大による在宅が減少し、また、FT8等による急速な狭帯域デジタル通信の普及についても落ち着いてきていることです。処理能力の増強についてはコロナ感染拡大も5類へ移行したことから、その準備を積極的に進めているところです。

<森田会長回答>確かに到着枚数は落ち着いてきたようですが、カード転送に時間がかかっていることは否定できず、対策が必要です。会員への呼びかけ、電子QSLの有効活用、処理の効率化を含めた総合的な対策を検討するために、本年7月の第68回理事会で「QSL問題対策委員会」を設置したところです。

2) 会長専務理事兼任について

この1年常勤並に本部で執務して会長と専務を兼任して来ていますが

第12回社員総会 第1号議題

この1年どのように業務を遂行されておりましたか。
例えば業務を副会長と業務分担されたとか
確かJA1AN時代会長が高齢で
副会長が補佐していた記憶があります。
目途が立たなければ組織の改編も
視野に入れるという事ですか。
かつて事務局職員以外で専務理事に就任していました。
経験豊富な会員から推薦も再考されてはどうか。
高額な役員報酬も再検討ありではないですか。

<高尾前会長予定原稿> 兼務ではなく会長として業務執行等をおこない、関係省庁・団体との会議等をはじめ、連盟の各種会合の対応、事務局業務などをおこなってまいりました。

<森田会長回答> 専務理事が必須かどうかも含めて、再検討が必要と考えます。

■準備書面 165P JF8DSN 齋藤恵子

1). 「第一号議案について」

2020年から約3年、新型コロナウイルスの影響でイベント等自粛となり支出が少なく、取り崩し等も減少傾向、また昨年度下期あたりからイベント等も再開してきた現在、支出における改善もやや見受けられています。ですが本年度予算案を拝見してもこれから通常に戻るに従い経営運営改善は続けて頂かないと思いません。

★質問 「特定資産及びその他固定資産について」

・「会館建設積立資産」について、数年前の総会において取り上げられ建設は見込めないという事でしたのでこの資産は別の資産に移行をした方が良くはないでしょうか？

社員は入れ替わりがあるので当時の経緯を知らない方から疑問視も出ると考えられます。

<高尾前会長予定原稿> ご指摘のとおりでございます。今後、検討を進めたいと思えます。

・「電話加入権」について、こちらも過去に総会で取り上げられています。

第12回社員総会 第1号議題

現在資産価値は無いはずですがなぜ資産になっているのかお伺いいたします。

<高尾前会長予定原稿> 法人税法では損金算入が認められていないのでそれに則って処理しています。

★質問 「退職給付引当資産及び災害積立資産について」

・「退職給付費用」について、退職金は100%JARLにおいて給付を考えているのでしょうか？

赤字続きの経営状態の中、職員の方々を守るための策として倒産防止共済等に加入されているのでしょうか？掛け金も大きくなると思いますが計上はどこかにあれば安心ですがお伺いいたします。

<高尾前会長予定原稿> 100%給付を考えております。共済等に加入はしておりません。

・「災害積立資産」について、どのような場面に対してどのように使われますか？詳しく教えて頂きたいとお伺いいたします。

<高尾前会長予定原稿> 緊急の災害時に備えたものです。

★質問 「賞典費について」

・インターネットサーバー使用料とありますが通信費ではなく賞典費とありますがここに入る理由があるのでしょうかお伺いいたします。

<高尾前会長予定原稿> コンテスト関係はこの科目としており、参加証などで使用されているコンテスト用のインターネットサーバーの使用料もこの科目に含めております。

★質問 「交際費について」

・JARL 運営において必要になる官公庁や専門技術関係者等多くかかわりがあると思いますが打ち合わせ、会議又はそれに付随する事項として交際費が少なからずとも発生すると思われませんが経費として予算は組まれていますか？無ければ運営上経費として項目があっても良いと思います。

<高尾前会長予定原稿> 「渉外費」がこれにあたります。

★質問 「機械化事務費について」

・内訳は「会員管理システム運用」でほぼ占められているようですがシステム構築時の分割払いをしているのでしょうか？月々に割り返しても保守経費としては掛かりすぎると思いお伺いいたします。

＜高尾前会長予定原稿＞システムの構築費用は既に償却が済んでおり、機械化事務費は会員管理システムのサーバーやインターネットサーバー等インフラ、及びソフトウェアの保守運用管理費用となっています。

■準備書面 167P JG3D0R 河端良治

第1号議題関連(質問)

- ・令和4年度 滞留 QSL カードの保管費用はいくらなのか。
また、これを解消する考えはあるのか？

＜高尾前会長予定原稿＞年間約50万円です。現在、処理能力の増強についてその準備を積極的に進めているところです。

＜森田会長回答＞確かに到着枚数は落ち着いてきたようですが、カード転送に時間がかかっていることは否定できず、対策が必要です。会員への呼びかけ、電子QSLの有効活用、処理の効率化を含めた総合的な対策を検討するために、本年7月の第68回理事会で「QSL問題対策委員会」を設置したところです。

(関連要望)

新規に入会者が1年経過しても、カードが転送されてこないのが実情である。このため、新規入会者に対して1年分の会費納入で、2年目が無料にする等のおもいきった特典を考えてほしい。

＜高尾前会長予定原稿＞カード転送に関する特典というものは現在考えておりません。

- ・令和4年度 顧問弁護士(鈴木氏)以外の弁護士に支払っている支払っている、金額はいくらか。
これは会長個人的な依頼とは考えられないのか。

<高尾前会長予定原稿> 令和4年度の鈴木弁護士以外の弁護士費用は約480万円です。会長個人の依頼とは考えておりません。

<森田会長回答> オーセンス法律事務所とのやりとりは、多くの場合、高尾前会長がひとりで行い、事務局も関与していなかったようです。今後はこのような不透明なことにはないようにします。

・QSO パーティ全日参加者に抽選でトランシーバーを差し上げているが、この費用は

いくらか？

また、なぜ当選者を発表しないのかを教えてください。

<高尾前会長予定原稿> 費用は3台で約5万円です。抽選は厳正におこなわれ、その様子もJARL Webでお伝えしております。当選者をネット上などに発表する必要はないと考えます。

<森田会長回答> 抽選でごく一部の方に高価な景品を差し上げるのがよいのか、再考が必要かもしれません。